

都道府県・政令指定都市名	千葉県
--------------	-----

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	総合企画部男女共同参画課
担 当 職 員 数	15 人 (専任 15 人、兼任 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	千葉県男女共同参画推進本部
設置年月日・根拠	平成 12 年 4 月 1 日 根拠: 千葉県男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	知事

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	千葉県男女共同参画推進懇話会
設 置 年 月 日	昭和 60 年 8 月 1 日 (平成12年2月1日名称変更)
構 成 員	13 人 (女性 7 人、男性 6 人)

4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 23 年 4 月 ~ 28 年 3 月		
名 称	第3次千葉県男女共同参画計画		
改定・見直しの予定時期	平成 28 年 4 月 日		— 未定の場合は○をつけてください。

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	
	公 布 日	平成 年 月 日
	施 行 日	平成 年 月 日
	改 正 日	平成 年 月 日
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期: 平成 年 月	
無の場合 ※ どちらかに○をつけてください。	○ 制定等について検討中(あれば、具体的に)	
	特に検討していない	

6 審議会等委員への女性の登用

	調査時点コード	① 平成24年4月1日	② 平成24年5月1日	③ 平成 年 月 日
目 標 値	27 年度まで	40 %	年度まで	%
根 拠	千葉県男女共同参画計画(第3次)平成23年3月策定			
対象となる審議会等の範囲	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置された附属機関及び県民や各種団体等の意見の反映や専門知識の導入等を図ることを目的として要綱等に基づいて設置された協議会、懇談会等附属機関に準ずる機関とする。			
目標の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数 ( 119 )	うち女性委員を含む審議会等数 ( 95 )
			延総委員等数 ( 1,601 )	延女性委員等数 ( 438 ) 女性比率 ( 27.4 )
うち法律または政令に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数 ( 47 )	うち女性委員を含む審議会等数 ( 43 )
			延総委員等数 ( 914 )	延女性委員等数 ( 223 ) 女性比率 ( 24.4 )
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード	1	審議会等数 ( 30 )	うち女性委員を含む審議会等数 ( 28 )
			延総委員等数 ( 1,076 )	延女性委員等数 ( 246 ) 女性比率 ( 22.9 )
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	委員会等数 ( 9 )	うち女性委員を含む審議会等数 ( 6 )
			延総委員等数 ( 74 )	延女性委員等数 ( 8 ) 女性比率 ( 10.8 )
目標値以外の目標設定				
女性登用方針	人材名簿作成の有無	有 ○ (公表 ・ 非公表 ○) ・ 無 ・ 作成予定有		
	人材名簿が有る場合	掲載人数	271 人 (平成 24 年 4 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無 有 ・ 無 ※現在検討中 委員の公募 有 ○ ・ 無 その他 ( 審議会等への女性登用促進要綱に基づく事前協議の実施 )		

(\*) 平成24年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況 ※該当する時点の番号に○をつけてください。

Table with columns for management positions, investigation time codes (平成24年4月1日, 平成24年5月1日, etc.), and female management positions (部長クラス, 次長クラス, 課長クラス).

(2) 女性公務員の採用状況 平成23年4月1日～24年3月31日

Table showing adoption status by grade (上級, 中級, 初級) and gender, including total number of employees and female employees, and the percentage of females.

(3) 女性採用・登用のための措置 ※実施しているものに○をつけてください。

- 1. 女性の採用目標の設定 具体的目標(平成33年度までに千葉県警察の警察官に占める女性警察官を割合10%とする(県警本部))
○ 2. 女性の管理職登用目標の設定 具体的目標( )
○ 3. 女性職員の採用・登用に關する計画の策定(県警本部)
○ 4. 上記3の計画の策定、実施に実質的に関与する「女性職員の採用・登用拡大担当者」の設置(県警本部)
○ 5. 女性職員の採用・登用の状況や上記3の計画の進捗状況等に関する庁内の意見交換等の場の設置(県警本部)
○ 6. その他(内容: 県職場の役付職員に占める女性の割合(知事部局係長・主査級以上)を27年度に25%とする(知事部局))

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

Table for the joint facility for men and women. Includes name (千葉県男女共同参画センター), location (千葉市稲毛区天台6-5-2), contact info, management details, staff count (10 regular, 3 part-time), budget (34,602 thousand yen), and main activities (10 items).

## 9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日	平成 年 月 日	出資者	

## 10 民間団体(女性団体等)との連携

(1) 地方公共団体と民間団体(女性団体等)との連携 ※該当するものに○をつけてください。

- 1. 民間団体の組織化(2)へ  
 ○ 2. 地方公共団体と民間団体との意見交換会の開催  
 ○ 3. 地方公共団体からの民間団体への各種情報提供  
 4. 地方公共団体から民間団体への助成金の交付  
 ○ 5. 地方公共団体から民間団体への事業委託  
 ○ 6. 地方公共団体と民間団体との共催事業の開催  
 7. その他 { 主な事項: }

(2) 民間団体(女性団体等)のネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の有無	有 ○ 無 名称等:	加盟団体数	
地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	有 ○ 無	会 員 数	
活 動 内 容 ※実施しているものに○をつけてください。	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 { 内容: }		

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに○をつけてください。

- 1. 担当者連絡会議の開催  
 ○ 2. 市町村職員研修会の開催  
 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催  
 ○ 4. 関係情報の収集提供  
 5. 審議会等女性登用の働きかけ  
 6. 補助金等の交付 { 名 称 :  
 交付先 : }
- 7. その他 { 内容: 市町村男女共同参画計画及びDV対策市町村基本計画策定支援のためのアドバイザー派遣事業  
 あらゆる人々にとっての男女共同参画推進事業  
 女性人材リストの情報提供 }

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに○をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施  
 ○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ  
 ○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣

(2) 女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施  
 2. 研修受講職員の男女比を配慮  
 3. その他 { 内容: }

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	23年度予算 (千円)	24年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	203,926	199,215	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.0131 %	0.0125 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費			

## 14 仕事と生活の調和に関する取組

※該当するものに○をつけてください。

(1) 表彰関係	仕事と生活の調和に関する表彰制度の有無	○ 有 無	表彰の対象: 実施頻度:	○ 企業・組織 ○ 毎年	個人 数年に1回(定期的)	両方 その他
(2) 公契約の評価項目への採用状況	仕事と生活の調和に関する取組を公契約の評価項目に採用しているか	○ している ○ していない	対象となる入札事業:	すべて	一部	

## 15 平成24年度実施予定事業

実施予定事業の内容			
名称	事業内容等	参加予定者数	時期
1. 委員会・懇話会			
・千葉県男女共同参画推進懇話会	男女共同参画社会の形成に関する施策の企画及び推進についての意見聴取を行う。 DV防止・被害者支援施策の推進及び評価方法について意見聴取を行う。	15人	平成24年9月、 平成25年2月
・千葉県男女共同参画計画評価専門部会	千葉県男女共同参画計画に係る各種事業の進行管理を行う。	8人	平成24年5月～ 平成24年8月
2. 広報啓発			
・千葉県男女共同参画地域推進員	知事が委嘱する地域推進委員と連携し、地域ごとの広報啓発活動を実施する。	1,500人	通年
・千葉県男女共同参画センターフェスティバル	男女共同参画社会の実現を目指した県民意識啓発事業を実施する。		平成24年8月
・DV相談カードの作成配置	DV相談窓口を掲載した名刺サイズのカードを作成し配置する。	7,300箇所	通年
・DV相談ステッカーの作成配置	DV相談窓口を掲載したステッカーを作成し配置する。	3,000枚	通年
・DV啓発リーフレットの作成配布	DV防止のチラシを作成し市町村の協力を得て回覧板等を利用し配布する。	91,000枚	平成24年11月
・デートDV相談カードの作成配布	デートDVに関する正しい知識や相談窓口を掲載したカード(2つ折り。クレジットカードサイズ)を作成し、県内高等学校に在籍する第1学年生徒を対象に配布する。	55,000枚	通年
・DV防止街頭キャンペーン	県・警察・市・民間支援団体が協働してDVの防止を呼びかける。	大型ショッピングモール	平成24年11月
・あらゆる人々にとっての男女共同参画推進事業	県と市町村が連携して、地域団体等に働きかけ、地域の課題をテーマとした市民フォーラム等を地域で開催する。(市町村と県との共催事業)	4地域(240名)	年4回開催予定
・男女共同参画市町村担当等研修	市町村における男女共同参画施策の推進に資するため、担当職員研修を行う。	80人	年2回開催
3. 講座			
・DV・児童虐待相談新任職員研修(基本)	新たにDV・児童虐待相談を担当する市町村職員等に対し、基礎知識や相談対応等について講座を行い職員の育成を行う。	150人	平成24年4月、5月
・DV・児童虐待相談新任職員研修(フォローアップ)		150人	平成24年6月、7月
・DV・児童虐待相談担当者研修	実務経験を有する職員を対象として実践的講座を行い、職員の育成を行う。	150人	平成24年9月
・学校職員等に対するDV・こども虐待対応研修	県内の小中高등학교や養護学校等子どもに接する業務に従事する担当職員に対し、DV家庭の子どもへの対応・支援のあり方について講座を開き職員の育成を図る。	200人	平成24年8月
・男女共同参画関連講座	女性リーダー等養成講座をはじめとした男女共同参画講座を千葉県男女共同参画センターにおいて実施する。		通年
4. 相談事業			
・女性のための相談事業	女性サポートセンター及び千葉県男女共同参画センターにおいて、女性が抱える様々な悩みや心配事の相談を受け付ける。		通年(女性サポートセンターにおいては、電話相談を24時間・年中無休)
・DV相談事業	各健康福祉センター等県内15ヶ所の配偶者暴力相談支援センターにおいて、DVIに関する相談を受け付ける。		通年
・男性のための総合相談事業	千葉県男女共同参画センターにおいて、男性が抱える様々な悩みや心配事を受け付ける。		通年(電話相談は毎週火・水の午後4時～8時)
5. 情報収集・提供			
・家庭等における暴力対策ネットワーク実務者連絡会議	家庭等における暴力対策として、関係各機関との情報提供及び交流による連携強化を図る。	36人	平成24年8月
・市町村・関係団体向け情報誌の発行	県民への情報提供・広報啓発を図るため、情報紙を発行し、県内市町村、関係団体に配布する。	3万部	年2回(9月、3月)

・ 女性人材リスト情報提供	審議会等の委員候補となる女性人材情報を収集し、県・市町村の関係課に情報提供する	庁内HPに掲載	通念
6. 苦情処理			
・ 千葉県男女共同参画苦情処理制度	男女共同参画の視点から、県の施策等に関する苦情や男女共同参画の理念に反する人権侵害についての調査等を行う。		通年
7. 交流促進			
・ 千葉県男女共同参画社会づくりネットワーク会議	男女共同参画の推進に関わる県内団体や個人等の連携強化を図るため、講義やグループワークを行う。		平成24年12月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・ DV被害者支援活動団体連絡会議	構成員間の情報交換や、県からの情報提供を行う。	23団体	年1回開催
・ 男女共同参画推進事業所表彰	男女共同参画の推進に積極的に取り組む事業所を表彰する。		平成24年11月
9. 国際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究			
11. その他			
・ 千葉県男女共同参画センター事業	相談事業、学習研修等のほか、市町村支援、広報啓発、情報収集・提供、DV被害者自立サポート事業等を実施。		通年
・ 千葉県男女共同参画白書の作成	千葉県における状況を周知し、第3次千葉県男女共同参画計画の進捗状況を管理するため、事業の実施状況を調査し作成。		年1回発行
・ 千葉県男女共同参画推進連携会議	産業・地域・教育の3分野の県内団体間の連携を図るため、情報交換会や研修会等を行う。	71団体	平成24年4月～平成25年3月
・ 市町村男女共同参画計画及びDV対策市町村基本計画策定支援のためのアドバイザー派遣事業	男女共同参画計画及びDV対策市町村基本計画策定等のため市町村が実施する事業に対し、アドバイザーを派遣する。	6市町村	通年
・ DV被害者生活再建支援事業	DV被害者が一時保護所を退所した後、裁判所や役所、病院へ行く際の同行や転宅先での生活環境整備の手伝いなどの支援を民間団体に委託して行う。		通年
・ 身元保証人確保対策事業	被害者が生活再建する際、身元保証人が得られないためにアパート等の転宅や就職に影響が出ないよう、厚生労働省の身元保証人確保対策事業の制度を活用し、施設長が保証人になる事業を実施する。		通年

都道府県名 千葉県

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成24年4月1日現在 ○ 平成24年5月1日現在 其他:平成 年 月 日現在

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知事 ※該当する方に○をつけてください	女性 ○ 男性	任期:平成 21 年 4 月 5 日 ~ 25 年 4 月 4 日
副知事	2 人 (女性 人、男性 2 人)	

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

\*平成24年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、24年3月に内閣府が把握したものを下記に掲載しております。

	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
1	都道府県防災会議	54	1	1.9	
2	国土利用計画地方審議会	20	5	25.0	
3	土地利用審査会	7	3	42.9	
×	4 都道府県交通安全対策会議				
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	45	10	22.2	
7	精神医療審査会	20	4	20.0	
8	都道府県生活衛生適正化審議会	3	0	0.0	
9	都道府県医療審議会	29	6	20.7	
10	准看護師試験委員	10	6	60.0	
×	11 麻薬中毒審査会				
12	地方社会福祉審議会	43	11	25.6	
13	地方障害者施策推進協議会	21	6	28.6	
14	国民健康保険審査会	9	3	33.3	
15	都道府県農業共済保険審査会	1	0	0.0	
16	都道府県森林審議会	13	5	38.5	
17	都道府県建設工事紛争審査会	15	5	33.3	
18	建築審査会	7	3	42.9	
19	都道府県建築士審査会	5	2	40.0	
20	都道府県都市計画審議会	28	2	7.1	
21	開発審査会	7	3	42.9	
22	私立学校審議会	13	3	23.1	
23	石油コンビナート等防災本部	51	2	3.9	
24	公害健康被害認定審査会	15	4	26.7	
25	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)	31	2	6.5	
×	26 都道府県児童福祉審議会				
27	地方港湾審議会	24	4	16.7	
28	土地区画整理審議会	69	1	1.4	
×	29 教科用図書選定審議会				
30	介護保険審査会	25	5	20.0	
×	31 道府県固定資産評価審議会				
32	感染症の診査に関する協議会	64	12	18.8	
33	警察署協議会	372	130	34.9	
×	34 土地収用事業認定審議会				
×	35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会				
36	国民保護協議会	59	4	6.8	
×	37 地方独立行政法人評価委員会				
×	38 市街地再開発審査会				
×	39 都道府県職員委員会				
×	40 自然再生協議会				
×	41 審議会その他の合議制の機関				
42	後期高齢者医療審査会	8	2	25.0	
43	留置施設視察委員会	8	2	25.0	
×	44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
	合 計	1,076	246	22.9	

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
1	教育委員会	6	1	16.7	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	5	1	20.0	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	7	0	0.0	
8	海区漁業調整委員会	20	1	5.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	1	10.0	
	合 計	74	8	10.8	